

**日程第24 議案第1号 平成22年度橋本市
一般会計補正予算（第3号）に
ついて**

○議長（中西峰雄君）日程第24 議案第1号
平成22年度橋本市一般会計補正予算（第3号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。補正予算説明書の平成22年度一
般会計補正予算（第3号）の12ページをお開
きください。

まず、2款総務費、12ページから17ペー
ジまで、質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）二点お尋ねをいたしま
す。まず一点目が、15ページの市民協働に要
する経費の市民活動支援事業13万円ですね。
これは以前からお願いもしていたような協働
型の、市民活動団体に対しての補助を行うも
ので、これは委員の報償ということで計上さ
れておるのかと思うんですけれども、この委
員の構成、どのように、公募をされるのかど
うなのか、委員の構成等について、また債務
負担は、これは別ですかね。この予算の中で
債務負担も絡んでくるんですが、これはまた
別途にしたほうがいいですか。今お聞きして
よろしいですか。

○議長（中西峰雄君）結構です。

○13番（瀧 洋一君）済みません。債務負担
で100万円計上しているんですが、これはどの
程度の団体に対してだいたいいくらぐらいと
いう想定で100万円というのを計上されてい
るのかについて、まずお尋ねをします。

それともう一点が、17ページの市民会館管

理に要する経費、これは委託料で市民会館耐
震補強改修工事設計監理委託料で549万5,000
円が計上されておるんですが、市民会館が建
て替え、耐震がきくのかどうかというような
ことでいろいろ話があったかと思うんですけ
れども、結局この予算が計上されたというこ
とは、耐震工事でいけるという結果だったと
いうことかと思うんですけれども、耐震診断
の結果についてお尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず一点目の市民
協働の件でございますけれども、公募につき
ましては2名以内を予定しております。市民
の方から2名以内を予定しております。一応
委嘱する期間、任期でございますけれども、
今年の11月1日から24年の10月の31日までを
予定しております。それで、審査委員会全
体のメンバーといたしましては、審査員8人
以内をもって組織を予定しております。その
うちの2名以内ということで、よろしくお願
いしたいと思います。

それから、補正予算書の最後のほうにも載
せさせていただいておりますが、この市民活
動支援補助につきましては、次年度、平成23
年度では債務負担行為で予定をしておりまし
て、平成22年度中に委員を公募しまして、そ
の後、市民から選ばれました審査委員会の審
査後に内定をさせていただくと。補助金につ
きましては、平成23年度からの交付となるた
め、100万円を債務負担行為として予定してご
ざいます。

どれぐらいの団体かということについては、
現時点ではまだ具体的にいくつぐらいの団体
かということについては把握はしておりませ

んで、とりあえず100万円以内の予算で事業を起こしていきたいと、動かしていきたいというふうに考えておりました、23年度は100万円の補助金ということでございます。

それから、市民会館の件でございますけれども、基本的に診断をしていただきました結果、これにつきましては一部工事をするることによりまして、今後とも耐震化工事をするることによりまして使用可能ということで判定が出ましたので、この市民会館の改修工事設計監理委託料、今年につきましては設計委託料としまして549万5,000円、これにつきましても、補正予算書の44ページ、45ページに載せていただいておりますが、平成23年度では引き続きまして工事を行っていきたく思いますので、管理料、平成23年度では管理分といたしまして384万6,000円の予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まず市民協働なんです、委員が8名のうち市民が2名ということは、残りの6名は市内から委員が出られるというふうにとれるんですけれども、市民協働とうたいながら、8人のうち2人というのは非常に少ないと思うんですね。形だけ市民協働、市民協働と言いながら、2名だけというのは少ないと思うので、その点について今後もう少し市民枠というのを増やしていただくようお願いしたいと思うんですが、それについての見解をお願いしたいと。

それとあと、済みません、市民会館のほうなんです、そしたらそれは今お答えいただいたのは、たいだい予算計上されているんだから大丈夫だったんやろなというのはわかるんですよ。じゃあ、I s 値は例えばどれぐらいであったのかとか、そんなことを教えていただきたいのと、この市民会館の扱いについ

て、以前からシビックゾーンの計画がありましたよね。その中で、ひょっとしたら駐車場にするとか、いろんな議論も、何も決定じゃないけど議論としていろんなプランがあったかと思うんですよ。ないんだったらないで私の間違いだったらそれでいいんですけども、全体のシビックゾーンから見て、耐震補強した中でどのように考えていくのか。また、産業文化会館と市民会館と、一つのまちに大きな規模のホールが二つということになるんですけれども、その今後の使い道とか、そんなことをあわせて耐震補強をしていこうということで予算出されているんだと思いますので、その点についてのご説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

審査委員会は審査員8人以内をもって組織するという事の中で、五つに分かれておりました、公益活動に関する専門知識を有する者、市民活動の実務経験者、市の職員、先ほどご答弁させていただきました公募による市民、それからその他市長が必要と認める者ということで8人以内を予定してございますので、公募による市民の方につきましては2人以内ということで、ご答弁させていただきたいと思います。

それから、市民会館のI s 値ですけれども、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）市民会館の用途でございますが、以前一般質問の中でも産業文化会館と二つある中でどうしていくのかというようなご質問もいただいたり、本会議か委員会ちょっと忘れたんですけども、これで3回目の答弁をさせていただくわけですけども、現時点では非常に市民の方が市民会館を利用される回数も多うございますので、同

じような形で継続して使っていきたいということで、今回の改修でございますので、先ほど瀧議員がおっしゃられた駐車場にというのは、現時点では考えておりません。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）市民会館のI s 値でございますけれども、市民会館については大きなところがありますけれども、三層構造、3階という建物になってございます。そういうことで、1階の東西方向ということで、一番悪いI s 値で0.52です。その箇所というのは1階の1箇所だけです。そのほかは一番いいところでは1.35ということで、0.3以上ですし、0.7未満のところについてもほかにはございません。そういうことで、0.52のところは1箇所、一番悪いI s 値です。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）今の質問、瀧議員からいただきました市民協働の予算についてですけれども、今お答えいただいた分で再質問とその他3点ほどお聞きしたいと思います。

今、ご答弁いただきました委員の構成について、市民の人数が2名と。私も他市でたいだいこういった事業はどれぐらいの市民が参加されるか、ちょっと調べてみました。大阪狭山市のほうで実際同じような事業が行われていて、委員の構成が15名で行われているうちの10名が委員として市民から公募で選ばれているということがありました。なぜ8人中2人という、市民の協働の中でこういった比率で設定されているのか。まずその点を一点。

それと、今回の公募式で実際に選ばれる際、どのような選考方法をおとりになるのか。手を挙げればだれでもなれるのか。作文であったりとかいろんな提出物を出していただかないといけないのか、このあたりもお答えください。

それと、この審査委員会等が開かれるということをお知らせいただけるのか。「広報はしもと」、ホームページ、その他委員会の実施と広聴を案内するスケジュール等も事前に決まっていればお教えください。広聴ができるのかどうかもご明示できればと思います。

あと、今回は橋本市の市民、広域的な事業ということで、債務負担行為で100万円おとりいただいておりますけれども、実情として他市を調べてみますと、こういう広域的な事業と地域性のある事業と並行して実施されているところが増えてきておりますが、この点について今後の協働の観点からどのように事業を進めていかれるのか。この点についてお答えください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず最初の、8名中2名なのかということでございますけれども、基本的に議員ご指摘のとおり、これは市民協働でございますので、市民の方々の意見というのが重要になってまいります。そういうことで、市の職員以外は基本的には市民の代表者の方々、市の職員以外はです。書いていませんか。8名中市の職員何名という、そこまでは明記はしておりませんが。

○議長（中西峰雄君）総務部長、要するに市民がなぜ、大阪狭山市であれば10人が市民ですと、公募の市民ですと。であるのに、橋本市はどうして公募の市民が2人なんですかと。そこの基本的な考え方を教えてくださいということだと思います。

暫時休憩いたします。

（午後1時19分 休憩）

（午後1時21分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）審査会の要綱の中には数字は入れてはおりませんが、事務局で考えておりますのは、あくまでも繰り返しますが、公募では2名、それから専門知識を有する者、これはNPO団体を予定しております。それから市民活動の実務経験者といえどもNPO法人関係、それから市民活動の実務経験者、これもボランティアサークル関係の代表の方々を予定しております。市の職員は2名ということで、結果的には市の職員は8名中2名に抑えたということでございます。

それから、続きまして、答弁が前後するかもわかりませんが、10月号の広報で予定をさせていただきます。市民の方々へは10月号の広報で周知を考えております。

委員の募集につきましては、10月5日から10月25日までの期間を考えてございます。

それから、審査会については広聴は可能ということで考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）20番 松本君、答弁もれ指摘願います。

○10番（松本健一君）今お聞かせいただいた中に、委員会の実施等広聴を案内するスケジュール、これについてですけれども、委員会自体のスケジュール等はお決まりになっていきますか。それと、市民にこれも伝えるスケジュール、決まっておりますか。

以上です。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）委員会につきましては、委員の皆さま方が全員決まった時点で、皆さん方のご都合のいい日をお伺いして、やってまいりたいと思います。

それと、あと活動費についてはもう既に了解もいただいておりますし、それについては

先ほど申し上げましたように広報等での周知というのを考えております。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）今の件についてもですが、選ばれた方々が日程調整をしてという形で行われるかと思うんですが、それが決まった時点で市民の方に、広聴を許可するというのであればこれは告知しないといけないと思うんです。これまでも私も何度か広聴させていただきましたが、前日に日程が発表されて、しかもホームページだけだったということがよくあるんです。こういうのが既成事実的に、広聴はできるけれども知らされていなかったということがないようにしていただきたいので、この点については答弁は必要ございません。

先ほど質問させていただいた中に、選考方法について、この点お答えいただけていないので、再度いただけますでしょうか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）事業を提案いただくことになっておりますので、当然書類審査というのもございます。委員の選考方法ですか。基本的には、公募委員につきましては多数の方がいらっしゃったら抽選ということになります。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）13ページで、職員管理に要する経費0204、その臨時雇上料とあるんですが、420万円かな、これはなぜ、どういう理由で必要になったのかということ、その次の会計事務に要する経費の、同じように嘱託の雇い上げがなぜ必要になったのかということ、その下の企業誘致に要する経費の嘱託雇上料、この3点で、ほかのやつは緊急雇用創出臨時特例に要する部分で、それを活用して今しておきたいことをどんどんやっていこうというの、これはわかるんですけど、これ

はそうじゃないみたいなんで、この三つについて理由を教えてください。

もう一点は、今と同じ市民活動支援事業なんですが、説明を読みますと、自主的に公益性のある社会貢献活動を支援する制度ということですので、すごく幅広いと思うんですよ。その幅広い中でやっていくという中だったら、ちょっと補助金100万円だったら少ないのと違うかなという気はするんです。その点と、もう一点は、私もNPO法人立ち上げていろいろやってきた経緯がありますので、例えば今現実に自分たちだけでやっていて、その人もオーケーなのか、新規でないとかあかんのか、継続的な部分についてはどう考えていくのか。私の経験でいきますと、文化庁の予算で継続は5年とか、県の予算で継続は2年とか、そういう縛りのあるやつもありますし、新規でないとかあかんというふうな縛りもありますし、そんなのについてはもうオールフリーでやっていこうと思っていらっしゃるのか、概ねの方向性を聞かせていただけたらと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）13ページの職員課の管轄しています賃金、臨時職員420万円でございますけれども、職員課のほうでは毎年ブルー分ということで、臨時職員の賃金を当初に上げさせていただいてもらっています。ということで、今年につきましては、3名1年間分を予算計上させていただきましたけれども、ほかのところと言いましたら、4課でございますけれども、そこで先にその3名分について使っていただいております。そういうことで、今後予想されるというか、現在休んでおられる方もおられますし、見積もりましたところ、3名分については病休対応が必要であるということと、あと1名については予備ということで4名分、6カ月分を追加計上させていただきました。

それと、二点目の会計事務に要する経費でございますけれども、この嘱託雇上料につきましては、異動によりまして出納室のほうへ嘱託職員が来ております。それで、31ページ、これはまだいってないですけども、見ていただいたらわかりますように、その中で嘱託職員の費用が減額になってございます。ということで、異動で組みかえしてございます。

それと、企業誘致の中での嘱託職員の雇上料でございますけれども、これは過日の一般質問でもちょっとあったわけでございますけれども、今、企業誘致も旬でございます。ということで、現在一班で企業誘致に行っておるわけでございますけれども、嘱託職員を増員しまして、3班体制で今の時期にやっていきたいということで、10月から採用したいということで、債務は発生しませんけれども、募集はかけております。ということで、17万円の給料ということで、2名の嘱託職員を10月から雇い上げる予定で予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず来年度の100万円の補助金が少ないのではないかとということでございますけれども、基本的には100万円の予算内で執行してまいりたいと考えております。

それと、細かくご説明させていただきますけれども、補助金の種類には団体を立ち上げて3年未満の団体など、これから第一歩を踏み出そうとしている団体ということをまずは考えております。これを我々は事務处理的には「めばえ」ということで、市民活動スタート支援のめばえ補助金、チャレンジ型ということで位置づけておりまして、申請は1団体1回限りということで、補助金の上限は5万円と考えております。その後につきましては、

段階的には来年度は「めばえ」をスタートさせていただいて、今後ステップアップ型の補助金「はぐくみ」ということでも考えておりました。余談ですけれども、これにつきましては補助金額は上限30万円ということで考えております。

それから、一点だけ訂正させていただきま。来年度の100万円の中には、この「めばえ」だけではなしにはぐくみ補助金も含めて100万円ということでございます。失礼しました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）囑託職員のほうはよくわかりました。やはりチェック機能も要りますので、これからもどんどんチェックさせていただきます。

それと、「めばえ」と「はぐくみ」というの、うまいこと名前つけてくれたんでわかりやすかったんですが、初回の「はぐくみ」のほうは、今まで活動しておいた団体でもいいという解釈、3年以内でないとかかと。その前からやっている人はだめと。「めばえ」は3年、「はぐくみ」は今までやっていた団体でもいいという解釈でいいのかな。2回しかでけへんさかいつらいとこやけど。その辺具体的に教えてください。あとはまた直接聞きに行きます。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）まず今回100万円の中には、「めばえ」と「はぐくみ」という二つの補助金がございます。おっしゃられましたように、「めばえ」につきましては、団体を立ち上げて3年未満の団体など、これから第一歩を踏み出すということで、その団体に対しましては、事業計画を出していただくんですけども、上限5万円、ですから3万円でもいいという団体には3万円というような形になります。申請は1団体1回限りということで

す。

次に、はぐくみ補助金ですけれども、今現在いずれかからそういった補助金をいただいて活動している既存の活動につきましては、これは対象となりません。しかし、その同じNPO法人が新たに何かをしていただけるというような提案であれば、それは対象となります。しかし、これらにつきましても、ずっといつまでも補助をするというのではなくて、将来的に自立していただくためのものがございますので、これにつきましては、公益的な活動期間が1年以上の団体で補助金額は上限30万円以内、ですから、30万円もらえるところもあれば10万円のところも、提案内容によって金額が変わってまいります。ただし、総事業費の90%以内ということで、自己資金も合わせた中で事業を行っていただくということを想定しております。1団体通算2回以内、継続の同一事業に限るということで、これで採択した場合は、次の年度も継続して、していただけるというような格好になってこようかと思えます。

それで、100万円について少ないんじゃないかというご意見があるんですけども、今回これは橋本市にとっても橋本市内のそういったNPOとかいろんな団体にとりましても初めての試みであります。将来的にはこれをずっと続けるのか、次の事業展開を考えるのかというのは、一つの方向性というのは持っているんですけども、次の事業展開に移っていきたいという内々の考えもございます。そんな中で、とりあえず1回やってみようというのか、慣れていただくために、今回貴重な市民の皆さんからいただいた財源を使わせていただくということで、選考する者も提案する者も非常に試行錯誤をしながらの取り組みになると思いますので、透明性を高めるために皆さんにも見ていただける環境をつくって

まいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）15ページの負担金補助及び交付金の件でございます。この金額については、当然、平成23年7月24日をもって、アナログからデジタルに変わるという工事だと思うんです。金額については何も申しませんけれども、この中で、共聴組合と書かれておるんです。9月補正の歳出の主なものの中に共聴組合、この組合について、これは市内の電気屋がつくられた10組合が組織しているといったものでございますか。ちょっと私、認識不足でございまして、確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）テレビの共聴組合ということで、この予算は新たな難視の共聴組合でございますけれども、現在の共聴組合にしましても、全部住民で組織した組合です。例えば、橋本の方だったらわかりますけれども、柿ノ木坂施設維持管理組合とか、杉尾テレビ共聴組合とか、光陽台についても維持管理組合というのがございます。ということで、高野口でしたら西之島テレビ共同受信施設組合、それから九重テレビ共同受信組合、これは既存の組合でございますけれども、すべて住民で組織した組合でございます。電器店が入っているということじゃなしに、住民が中心の組織で、補助金についてはNHKなんかも入っているようでございますけれども、そういう組織でございます。

○議長（中西峰雄君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）そうしますと、この10組合があつて、今説明を受けたわけですがけれども、21年度までに完成した2組合、46とか、22年度8組合といった形で、この配分という

んですか、組合の中で振り分けというか、それはこの組合の中で決められた数字でございますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）配分といいますのは組織の配分。

○議長（中西峰雄君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）組織の配分、例えば2組合で45戸受け持った、そして8組合で182戸を受け持つといった、10組合のうち2と8に分かれて事業をやっていくといった配分については、市のほうで配分されたのか、それとも組合によって、うちはこの地域については2組合で持つと、ほかの地域では8組合でやるといったようなことについて、市のほうで配分されたか、それとも組合のほうから申し出があつて配分されたのか、そこらお聞きしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）既存の組合はいいんですけど、新たな難視地域の組合をつくるに当たりましては、机上といたしますか、総務省のほうでたいだいこの辺が難視地域というエリアが設定してございます。そういうことで、例えば新たな難視地域は昨日言いましたように14地域ですか、ブロックにして、そういうところがあるわけでございますけれども、それにつきましては、総務省の下部組織のデジサポと一緒に、橋本の情報推進のほうで地元へ出向きまして、説明会を行った中で、こういうことになっておりますけれども、そこで組合を結成しますか、できたらみんな入っていただいたらいいんですけどというような形で働きかけた中で任意でつくっていただくというような形でございまして、きのうもちょっと言いましたけれども、有岡なんかでしたら、既存の組合と統合して新しいのをつくっていくんだというような形のものもございま

すし、そこから1軒、2軒だけもう個別受信で対応しますよということで抜けていく人もおられます。どういう形で対応していくかということにつきましても、技術的な情報はデジサポが中心に与えますけれども、有線ですとか、共聴でやっていくとか、共聴でも無線もありますし、そういう方法については説明する中で地元が中心に決めていただくというような状態でございます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）15ページの今の質問の一つ上の難視聴対策に要する経費5,644万3,000円、これについて、これは今の質問とかさきの一般質問でいろいろ議論を醸し出していたわけですが、それで理解をしとるんです。それで、中間地域だの地形的条件によるところを解消していくと。デジタル放送が受信できない地域を解消していくということなんですが、私が今言いたいことは、東部地域については、NHKは受信できるんやけれども、ローカルニュースが入らないんですよ。それで、デジタルテレビを購入して、今のチャンネル設定というのは昔のアナログと違って簡単な設定で和歌山県だったら和歌山県と入れ込んだら、4チャンネル、朝日、毎日、関西、読売と入るんですわ。NHKは全国的なニュースだから、たいだい入るんやけれども、ローカルニュース、地域的なニュースになったら東部地域、うちのところも含めて、恋野の地域もそうだけれども、奈良のニュースを受信するわけですな。和歌山県でチャンネル設定、今のテレビでしたらNHKが映らない。奈良県でチャンネル設定したらNHKも映ってほかのチャンネルも映るんです。そういうことについては、「デジタル放送が受信できない地域などの」と書いてくれているんだけど、そういったことも解消していただける経費に含めていただいておりますのかど

うかというのを聞きたい。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）それはまたこれとは別でございまして、アナログからデジタルに変わったときに映らないところについての話でございますので、別でございましてけれども、そのことにつきましては、具体的には橋本市は東から五條の栃原の電波と、国城山の橋本局、それから九度山の局から受け取るわけですけれども、栃原の分につきましては、言われるようにNHKのローカル、和歌山放送は入りません。奈良放送で入ります。ということで、以前から東、恋野地区を中心として、そういう要望も出させていただいていたわけでございますけれども、つい先般、これはもう公表してもいいということですがけれども、デジタルに切りかえるのと並行して、これで難視聴という位置づけを国にさせていただいて、栃原の電波塔からNHKの和歌山を、弱い電波ですけれども出していくと、デジタル化に合わせて。それで、2011年7月に同時ということはいきませんけれども、二、三カ月遅れてになろうかと思っておりますけれども、そういう形でしていきたいと。その電波につきましては、まともに栃原の電波というのは強いので、かつらぎ町のほうまで行くんですけれども、その電波につきましては、隅田の中間ぐらい、下兵庫あたりまでしか来ないのかなということで、弱い電波ですけれども、指向性の高い電波で、現在受けられていないところについてはそういう形でしていくということで、今チャンネルについて何チャンネルがあくかということを設定できていませんので、まだできませんけれども、そういう形でいきますということをNHKから聞いてございます。これはもう発表させてもらってもいいんですかと聞きましたら、正式発表はまたきちっとさせてもらう時期があるかと

思いますけれども結構ですということで聞きまして、地元のほうにも連絡していますということで、そういう情報もありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、3款民生費、4款衛生費、16ページから27ページまで、質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）単純な質問なんですけれども、21ページの保育所に要する経費の役務費の電話料68万2,000円、インターネットの接続ということなんですけれども、何園に敷設をして、これはどういった経費として68万2,000円が計上されているのか。1園当たりの金額というのが結構なっているかなと思うんですけれども、どのような形式でひかれるのか。また、これをどのように使われるのか。説明書ですと、気象情報や災害情報などを迅速に把握するためにひくということなんですけど、これだけでしょうか。これだけのお金をかけるのであれば、さまざまな活用方法、活用していただきたいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）おっしゃるとおり、インターネットの接続費として計上させていただきます。対象園は10園です。三石保育園は既に接続しておりますので、それを除いた10園ということで、1園当たり2万7,900円、その10園ということで予算計上させていただきます。

それと、それとは別にインターネットの使用料としまして6,170円、1園当たりですけれども、これの10園掛ける、本年度はあと6カ月ですので、6カ月分ということで38万7,710円、インターネットの接続費については29万

2,950円を計上させていただいています。

○議長（中西峰雄君）上田部長、インターネット接続によって気象情報、災害情報だけなんですかと、ほかの利用はないんですかというただしもございましたので答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）基本的にインターネット回線が通常の一般家庭と同じようにつながっておりますので、園の判断によって、いろいろな利用に使えることとなります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）指摘じゃなくて再質問で結構なんですけれども、ということは、一般家庭と同じということは、オープンなエリア、公衆回線、これが電話回線、ADSLなのか、光なのか、それはいいんですけれども、要するにLGWANとかそういったようなクローズなものじゃなくてオープンなネットワークを介しての接続というふうなご答弁だったかと思います。そこで、気象情報とかそういうことなんですけれども、例えば園の運営にかかわるもの、また個人情報等入っているようなパソコンに対して、オープンなエリアのネットワークをつなぐことに対しての情報とか、その辺の危機管理とか、そういったことが必要になってくるかと思うんですね。単に気象情報とか災害情報というだけであれば、そういったネットワーク、そういった情報が入っているコンピュータと切り離れた形の運用を考えられているのか。そうじゃないのであれば、情報の危機管理、その辺に対してどのように臨まれるのか、お尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）当然公の施設での利用になりますので、現在利用規定までつくっているのかどうか、ちょっとまだ私は確認できておりませんが、つくっていないとすれば、この利用に対しては、気象情

報ですとか、あるいは個々の家庭へ気象情報によって今日は休園措置をとるとか、そういうような連絡をメールで使えるようにするのか、その辺についてはまだ1園だけ、三石だけですので、三石がつくってあるとしても全園統一した、ないとすれば統一したものをつくっていききたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）上田部長、危機管理、情報管理はどうするんですかというただしであります。つまり、サイバー攻撃とかそういうものに対してはどう考えているんですかというただしでありますので、答弁願います。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）市役所のイントラじゃなしにオープンなインターネットに入っていくパソコンになりますので、現在のところまだきちっとしていませんけれども、セキュリティポリシー、独自のをしていかなければいけないというふうに考えてございます。そういうことで、現在の庁内LANのセキュリティの考え方だけではいけませんので、パソコンの利用の考え方、それからどういうものをデータとして入れるとか入れないとか、そういうことも含めて仕様書というんですか、セキュリティポリシーの、特にインターネットにつながっているということで考えていきたいと考えてございます。

それと、天気予報とかそんなのだけではなしに、メールで本庁ともやりとりしたいなということもありますので。それとゆくゆくは情報発信なんかも、できるかできないかというのはありますけれども、保護者に対する情報発信というのはちょっと考えていかなければいけませんけれども、特に本庁と保育所とのメールのやりとりとか、そんなことはやっていきたいというふうに考えてございますので、情報の保護については庁内のセキュリティポリシー以外で考えていきたいと、考え

ていかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）具体的に一つとして、やはりオープンな形になっておりますので、だれがどの時間帯に使ったかというのもきちっとわかるようにしておかないと、だれが使ったかわからない、もし事故があったときに本当にそこらの状況がつかめないというのであれば問題になりますので、使う人の責任もきちっと、自覚しながら使っていただけるような環境というのを当然つくっていききたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）ちょっと簡単なところで、25ページで、母子保健事業に要する経費391万8,000円、ここに講師謝金であったり、恐らく何らかのイベントか何かあるんだと思います。この辺の詳細をお聞かせいただきたいのと、それとセンター用器具費、こちらのほうも具体的にお示しいただければと思います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）母子保健事業に要する経費ですけれども、まず報償費なんですけれども、講師謝金とありますけれども、これは地域子育て創生事業というのを新たに実施します。これについては後ほど説明しますけれども、その講師謝金でございます。

それと、同じく地域子育て創生事業で、子育て支援の事業に使う、室内で使う場合はマットが要りますので、ヨガのマットとか沐浴用品、あるいは身長計とか体重計、マタニティーのキーホルダー、これは配付用ですけれども、それとか大型の絵本とか木のおもちゃ、ごぞ等、用具を買います。それと、14節はその会場の使用料ということですよ。

あと、センター用具、これについては、先

ほど沐浴用品と言いましたけれども、人形を使って実際に赤ちゃんを沐浴することを体験してもらいますので、その沐浴人形とか、あるいはプロジェクター、スクリーン、ノートパソコン、ワイヤレスのアンプですとかスピーカー、あるいは妊婦のシミュレーター、これも人体の模型のような形で、実際に赤ちゃんが生まれて子育てできる状態が体験できるということです。

それと、地域子育て支援事業なんですけれども、これにつきましては、新たな国の事業でございまして、100%の補助です。基金を設けまして、各市町村の希望にそって、申請に基づいて交付するというものですが、地域の実情に応じて、創意工夫ある子育て支援活動に関する取り組みを支援しようというような事業で、県、市町村、あるいは県が認めた子育て支援グループ、NPOも子育てグループもすべて含みますけれども、そういうような自主的な、こういう活動をしたいという申請をいただきまして、適当と認めたものが申請できるということで、今回市が中心になっていろいろ子育ての教材備品を主に購入するというのでございます。たくさんの方の予算が上がっておりますのは、初めての事業なので、県下的に手を挙げてくれる団体が少なかったということで、たまたま橋本市にたくさんの方の予算をいただきましたので、今回子育て支援、ちょっとツールの部分で予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）丁寧なご説明ありがとうございます。こういった事業、どんどん国である事業であったりとか、調査研究していただいて、子育て支援以外でも取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）同じページなんですけど、1502、清掃総務に要する経費441万4,000円ですが、7番で賃金、臨時雇上料391万7,000円、この辺の臨時雇い上げというのは、当初予算でも出ていると思うんですが、特別に補正で上がってきたということは、391万7,000円、何人雇われて、なぜこれだけ雇い上げされるのか、お教えください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）広域ごみ処理施設移行計画の中で、検討委員会でごみ処理、収集業務全般等について議論をしたわけですが、最終的に効率的な職員配置ということで配置を行ったわけですが、実際動き出してみますと、円滑な収集業務等ができていくということで、3名の臨時職員を雇用する、10月から3月までの6カ月分の賃金ということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）これは広域の関係ですが、そうしたら勤務場所はここの環境美化センターでいいんですね。勤務場所はどこになるんですか。収集だから環境美化センターですね。環境美化センターで雇ったということだと思うんですが、こういうのは事前に把握というのはできていない。まあ言えば、広域のごみ処理というのは今年の8月からやっているやろ。ずっとやってきて、当初予算で本来この辺状況が悪いとか何かいろいろ問題があるかと思うんだけどね。特に、これは今後10月から3月までなんですけれども、継続して雇われるのかどうか。要員として必要があるのかどうか、それだけお教えください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）収集業務につきまして、今現在見直しをかけておるところでござ

ざいます。そういった中で、一応臨時の職員でございますので、半年ということでは来年の3月までの見込みで、見直しの中で必要であれば、また予算としてご提案をさせていただきたいなというように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）臨時雇いなんで、ちょっと答弁もれというか、必要性があれば雇っていくのは、これは臨時雇いの方法でしょう。特別な必要性が出てきたときに雇うというのが臨時雇いの雇い方なんやけど、ほんまに次も必要であるのかどうかという判断ができてないんかなと思うんですけれども。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほど申し上げましたように、今、来年の4月以降の収集業務等全般につきましても見直しをかけておるところであります。その中で、必要であれば来ていただきたいというふうな考え方でおりますので、今の時点で継続してということまでは至っていないということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）25ページの今と同じところで聞きたいんだけど、当初計画しておいたのでは間に合わなかったんで、急遽3名必要になって、臨時が要るということだと思うんだけど、普通当初計画ですれども1人違うの。3人ずれるというのは、ちょっと大き過ぎひんかなと思うんだけど、どんな事情があったのか、その説明だけしてください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）広域の分別の中で、プラスチックの関係でございますけれども、容器包装プラスチックの分別の関係で、やは

りうまく、我々の周知不足というのもあるかと思うんですけれども、うまく分別がされていない、袋の中に汚れたものも、いろんなものが混入されているということで、広域のほうから何とかしてほしいという話がありました。

そんな中で、市民の方にいろんな周知をしておるわけでございますけれども、市のほうから広域のほうへ出向きまして、分別をさせていただいているということで、その職員が1名と、そして区長等の中で集積場へ一回職員が来て分別の指導をしてほしいといった要望が寄せられてきました。そんな中で、どうしてもごみの排出時間というのは、8時ごろまでに出してくださいよということをお願いをしている関係で、職員がその時間に行くというというのは収集業務等にも影響するということもありまして、分別の指導というんですか、そういった形で1名の職員を雇用させていただいたということでございます。

失礼いたしました。もう1名ですけれども、4月の人事異動で、正規職員が違う部署のほうに異動をしました。その補充ということで1名雇用させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）恐れ入ります。先ほどの私の答弁の中で、市民協働の、公募する市民の方々の公募受付期間というのを、私、たしか10月5日から10月25日とご答弁したかと思っております。正確には、10月の受付期間としましては10月1日から25日でございますので、訂正方おわび申し上げます。

失礼しました。

○議長（中西峰雄君）ご了承願います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次

に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、26ページから31ページまで、質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）まず27ページの農業振興に要する経費の委託料のところですか。これも説明がありますが、こういった先行の調査のように思うんですが、市の所有される、有効活用ということで、市にはいろんなところに土地を有しておりますけれども、恋野地区に特定したことで、将来何か考えておられて調査に入るのかどうか。また、ほかのところの調査等もどのように、土地利用調査研究委員会に対する調査費用ということで上げられておりますので、特に説明では、恋野地区ということで有効活用を図るということでわかるんですが、そこら辺の内容と、もう一つは31ページの2106、観光に要する経費の負担金、補助金の一番下の真土観光、これに関して、あまり内容についてはあれなんですけど、我々予算を組んで、当初予算、また補正なんか入ってくるんですが、本来これは、はっきり答弁いただきたいんです。これは、真土地区に飛び越え石のことで言われていますけれども、本来我々は当初予算でこういうことは対応すべきかなというふうに、今までずっと考えておりますので、何か緊急を要して補助をしたのかということをしちっと説明していただかんと、当初予算と補正予算のあれがよくわかりませんので、きちっとこの辺ははっきり言っておいてください。担当者にも僕はちょっとお話を聞いておりますけれども、やはりきちっと言っておいていただかんとまずいかなと思います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）まず一点目の農業振興による経費の中の委託料等でございますけれども、これにつきましては、橋本市の恋

野、只野、須河、並びに赤塚地区に存在する市有地、これはもと南海の所有地でございますけれども、171haについて、長年にわたり放置してきた関係で、かなり荒廃しております。その土地を、農業に法人も参画できるという中で、農業関係を主体として、合理的、また有効かつ適正な活用ができないかを調査研究する目的で、学識経験者、農林業関係者、地元関係者等で、橋本市土地利用調査研究委員会を昨年の10月に立ち上げてございます。その委員会で、いろいろ種々検討した結果を、市長に答申していきたいと考えております。現在、現地の視察などを終えてございます。その答申内容を充実するために、今回地形、土壌、動植物の調査料等を補正計上させていただきました。

次に、二点目の観光に要する経費、真土観光地整備補助金について、ご説明をさせていただきます。

真土地区につきましては、橋本をうたった万葉歌10首のうち、8首までが真土山に集中しております。その中で、橋本市といたしましても、観光拠点として、万葉のまち橋本としてマップをつくった中でPRをしているところでございます。その中で、年々隅田駅から歌碑めぐり、奈良県との県境の飛び越え石等、観光スポットが多く、観光客が多くなってきております。その中で、観光客用のトイレ設置の要望が地元からありました。これにつきましては、宝くじ事業や補助金等いろいろ検討しましたが、該当することがなく、今回この9月補正で地元真土地区で構成する万葉・飛び越え石管理委員会より、秋に開催するイベントの参加予定、400人が参加されますけれども、その紀伊万葉ウオークに向けて建築に対して強い要望があり、今回観光用のトイレ、あずまや的な休憩所設置に対しての補助金でございます。これにつきましては、議

員おっしゃるように、当初で上げていくべきものでございますが、この6月補正で上げさせていただきたいと思ったんですけれども、その点ちょっと書類的なものが整わず、不備な点がありましたので、今回9月の補正で計上させていただきましたので、ご理解をよろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）同じところになるんですけれども、1項の商工費、31ページの19目、負担金補助及び交付金の同じところの真土観光整備の話なんですけれども、トイレとお聞きしたんですけれども、関連でお聞きしたいんですけど、杉尾の巨石の下のトイレありますよね。あの巨石のトイレは、ちょっと確認したかったんですけど、昔僕が地元の人とはお話ししたときに、このトイレは地元でつくって観光客の方が来られたときにトイレがないから困ったらあかんからということで、たくさん来られるようになったんで、地元で、あのトイレは自分らでしたんやというような話を聞いたんですけれども、それは僕の勘違いとか、聞き間違いなんですかね。もしそうだったら、今回も同じトイレなのに、なぜ杉尾のほうは補助金が出えへんかったのかなという疑問が残ったので、その辺の確認だけよろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）杉尾のトイレにつきましては、あれは和歌山県がつくったトイレでございます。維持管理については市に移管されておりまして、市が実際行っておるといような状況でございますので、地元でつくったものではございません。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）今のところでちょっと関連してお尋ねいたします。

種々説明いただいたんですけれども、450

万円の補助金ということなんですが、補助金ということであれば、何らかの事業があって、全体の予算があって、その部分を市が補助金をする。これは紀伊万葉ウオークという話なんですけど、実際これにどのぐらいのお金がかかって、橋本市にとってどういう経済効果とございますか、観光効果とございますか、それがあるのか。その辺どのように、やはり450万円という大変大きなお金なんで、まして補正で組んでくるということになりますと、大変あれなんで、その辺を十分認識しておきたいとか、市民がわかるようにしておかなくてはならないと思うんです。それを少しきちっとやはりご答弁いただいて、この万葉・飛び越え石管理委員会が主体となって整備がされるのはわかるんですけど、事業もここが主体となってされるのであれば、どれぐらいの全体予算か教えていただいて、それとトイレとかいろいろなことを言われておるんですけど、今後の維持管理をどこがやるのかということもきちっとしておかないと、これから将来的にもお金がかかってくる可能性がありますので、その辺をきちっとお教え願いたいと思います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

このトイレ等休憩所の建築費用につきましては765万円、その中で市の補助金として450万円を負担させていただきたいと思います。

それと、ただ今ご質問がございましたこの観光地につきましては、橋本市の東の玄関口ということの中で、万葉歌碑めぐりということで、年々利用客も増えてございます。その来客情報につきましては、今年の例をとらせていただきましたら、21年3月に兵庫県の文化協会、これが45名、5月31日には和歌山県の観光連盟より依頼を受けた中で、名古屋の朝日カルチャーというところが30名、また

イベントの協賛としまして、3月28日、花祭りを開催したところ、万葉古道めぐり130人と。そのほかでも、たいだい月に30人から50人、集客の見込みになっております。直近では、先ほど申し上げました11月21日、紀伊万葉ウオーク、これに400人が来場の予定でございます。それも踏まえまして、隅田地区、東部の観光の名所として、橋本市の位置づけを明確にした中で、発展に寄与したいということの中で補助させていただきました。

それと、今後の管理につきましては、地元万葉・飛び越え石管理委員会が管理をさせていただくということになっておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）27ページの一番下のほうなのですが、地形、土壌、動植物調査委託料、説明書を読ませていただきますと、企業誘致基金で買った企業誘致の土地のことだと思うんです。先ほどから聞いていると、私の誤解だったら悪いんですが、市の土地を有効活用するために、市が何かするみたいに聞こえるんで、そうじゃなくて、塩漬け土地があって、市の使っていない土地があって、それをどないかせんなんさかいに有効活用考えるかという話じゃないんで、目的があって買ったんでしょう、ついこの間。ということは、ここに書くとするんだったら、市有地の有効誘致を図るためと違うの。だから、農業法人に来てもらってもかめんし、市内の農業法人でもかめへんし、企業経営するのもかめへんと思うんよ。だけど、基本的には誘致用地でしょう。誘致用地やさかいに、誘致ということを出しておかないと、塩漬けにも何もなっていないで、こんなん。1年前か何か、目的があって買うてんだから。だから、企業誘致に使うのか、橋本市のためになる有効な誘致だろう。誘致の仕方を研究するということが

筋だと思っんでね。何でもええさかいに、市主体になって活用してもええんで聞こえるんで、そうじゃないでしょう。その辺ちょっとはっきり説明してもらわんと、さっきの部長の話だったら、あいとる、余っとる土地あるんで、それをどないか有効利用せんなんさかいに、こんなんほりっぱなしといたらもったいないさかいにと、僕は聞こえたんでね。そうやなくて、目的があって買うたんやさかいに。有効誘致やで。そうおれは解釈しているんですけど、それでないと基金出したところもおかしなってくるし、何のためにそんなん買うたんよという話になってくるし、塩漬け土地をわざわざ買いに行ったんかみたいにならんと、そんな話にはならんと思うんで、その辺、もう一回ちゃんと説明してください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）恋野用地につきましては、企業誘致基金で1億5,000万円で購入したということで、行政財産、企業誘致用地でございます。ただ、あの場所、以前も自動車の練習場というような話もあったんですけども、かなり誘致に対しては難しいものがあるのは確かです。そういうことで、枠を広げまして、農業的なものも含めば農業企業算入も含めた中で、大きく企業誘致を取り組もうかということでございますので、あいとるからどない使ってもええんやということではございません。これはあくまでも、企業誘致用地の行政財産としての位置づけでございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済みません。ちょっと細かい話で申しわけないんですが、31ページの商工振興に要する経費の負担金補助及び交付金で、泉大津ナンバーワンフェスタ参加負担金2万円というのが計上されているんですけども、泉大津のどのようなイベントに参

加をして、どんな目的で、どんな効果を期待して、これに計上されているのか。その上の、ちょうど同じ金額で商工振興対策補助金2万円が減額補正になっているんですけれども、この減額補正の理由と、これは何か因果関係があるのか、たまたま同じ2万円だったのかどうかわかりませんが、その点についてのご説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）この2万円、減額の2万円と予算計上させていただきました2万円、これはたまたま金額的に同じであったとご理解をお願いします。

まず、泉大津のナンバーワンフェスタ参加の負担金でございますけれども、これにつきましては、昨年から泉大津の提案によりまして、地域、橋本市の特産品、PRをする目的で、府県境を越えた中でネットワークを組み、内外に発信するという、知名度のアップを図る目的の中で、事業参加の負担金でございます。今年につきましては、関西国際空港のイベント広場で実施する予定でございます。この2万円については、テント、備品等のリースの負担金でございます。

商工振興対策補助金、この減額の2万円につきましては、橋本市の商店街連合会の振興補助金として、当初は23万円を計上させていただきました。各地区の商店街連合会の解散や、また前年度の実績報告に対する繰越金などがありまして、補助金交付は6万円となり、17万円の減額をさせていただきました。その中で、高野口商店街の活性化を目的として、15万円の補助金の交付申請がありました。補助金の審査委員会で検討した結果、交付決定になりまして、差し引き17万円から15万円を引かせていただきました2万円の減額補正を今回計上させていただいております。

ご理解をよろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、この際2時40分まで休憩いたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

それでは、次に、8款土木費、9款消防費、30ページから35ページまで、質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）35ページなんですが、消防費の備品購入費、被服費ということで668万円計上されています。私は、以前に被服費のことで、個人負担が発生しておるという問題を指摘したんですが、今回668万円で何を購入されるのか。また、何種類必要なのか。そして、この予算で個人負担が発生しないのか。この点お答えください。

もう一点は、一番下、委託料の防災行政無線システム調査委託料ということで、これは調査内容について具体的にお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）議員おただしのことにお答えいたします。

備品購入費ですけれども、これにつきましては、本来6月補正で要求する予定でありましたが、購入品目は消防の防火衣であります。セパレート式の、今はやりというんですか、割と高額な品物でありまして、職員のほうでもいろいろと検討した結果、品質をいろいろ検討した結果、時間を要しまして、この9月の補正要求となりました。なお、これにつきましては3カ年計画で、まず現場要員の職員31名分を予定しております。それが1着17万

円であります。それが31名分と、それともう一点は、来年度から職員採用6名、今募集をかけておるんですけれども、その人の被服費、トータルが23万5,000円の6名分ということで、全部で668万円となっております。

それと、個人負担については、現在はそういうことはないようにしておりますし、恐らくないものと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この委託料につきましては、緊急雇用の事業でございます、市内に今現在128箇所の防災行政無線、子局を設置してございますが、これが場所によっては聞き取りにくいというようなご意見もいただいております。そういうことで、音達エリアを調査していきたいということで、業務委託しております。ちなみに、業者委託の条件といたしましては、一応緊急雇用で5人の雇い上げということで考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）答弁もれも含めて再質問をします。

その種類、被服費の中にいくつの種類があるのか。消防の関係の方が着られている。

「個人負担はないと思います」というのは、これはあるかもわからないととれるんで、しっかりここは、個人負担というのはやはりなくすべきだというふうに思っていますので、この点再度伺います。

もう一点、防災行政無線調査内容に関してなんですが、どの程度聞こえにくい、128箇所ですか、あるというふうにお答えいただいたんですけれども、あって、またその調査結果が出て、どのように128箇所を聞き取りやすくするお考えなのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その調査をさせていただきまして、今後データベース化することによって減殺につなげていきたいという中で、具体的な、今考えておりますのは、対策としましては、防災無線子局の整備も必要であれば検討せざるを得ない。また、なおかつ個別受信機でないと対応できないとなれば個別受信機の対応も検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）先ほどの件で、個人負担については、現在はないということでございます。訂正させていただきます。

それと、被服の種類ですけれども、制服、冬用、夏用ございます。それと制帽、アポロキャップ、作業服、オレンジの救助服、もろもろたくさんのものでございます。それと防火衣、先ほど17万円の防火衣も入りますし、長靴、階級章、皮手袋、防寒着、たくさんの種類がございます。そこへもちろんヘルメットも含まれます。ヘルメットにつきましても、災害現場用と普通の訓練用のヘルメット2種類ございます。それを含めると、税別で1人23万5,100円ほどの数字がはじかれております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）今のところと同じなんです、防火衣が17万円というお金がかかりますね、一人当たり。3カ年計画で全員、これは大変大事なことだと思うんですが、かなりの予算になってきますので、この防火衣の耐用年数はどれぐらい、1回貸与したらその防火衣というのは何年持つのか。その辺、今後のこの予算にいろいろ反映してくるんで、何年持つのか、消防として貸与年数は、どこの企業でも制服についてはそういう品物は3

年に1回、5年に1回とか、貸与年数というのは決めているんですよ、必ず。被服とか貸与するものの種類によって、制服なら何年に1回、防寒着なら何年に1回、作業着は何年に1回とやっているんですよ。そしたら、今までの制服関係はいいんですが、新たに導入するといいますか、高い防火衣、大変大事な防火衣だと思うんですけども、その辺貸与年数何年でどのぐらいたったらまた新たに貸与していこうかというそういう計画というのはお持ちなのかどうか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）議員のおただしの件ですけれども、貸与につきましては、すべて条例のほうにうたっておりますが、防火衣につきましては、高額な、今現在使用しているものにつきましても数万円の高額でありますので、年次計画ですべて今まで渡しております。ただ、今回新たに職員の安全面を考えまして、活動的なセパレート式というんですか、昔はコート式の長いオーバー式のものだったんですけど、今はやりというんですか、活動しやすい服装ということで、上着も短く、ズボン型の、長靴も一体型のやつで、この際31着要求したわけでございます。貸与年数についてはきちとうたっております。今はつきり何年というのは、多分10年か15年だったと思うんですけども。

以上です。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）今までの貸与規程で、そのまま適用していくというおつもりなのか、新たに高いものを購入されたので、貸与年数を変えるのか、変えないのか。消防として、今までの防火衣の貸与年数のままで今後貸与していく、貸与していくというのか、その考えだけ聞かせていただいたら。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）基本的には、従来どおりの貸与年数を活用したいと思うんですけども、うちもまだ一個も入れていませんので、先進地で入れたところも研究しながら、その辺を見定めて、必要に応じてまたその辺もさわっていききたいと考えます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、10款教育費、11款、災害復旧費、36ページから43ページまで、質疑ありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）41ページの、高野口の給食センターの増改築及び中学校等の配膳室設置設計監理委託料、聞くところによりますと、24年度より実施ということの中から、高野口の給食センターのほうでということなんですけれども、それはいいことなんですけれども、今現在の給食センターの中でも、夏は近所の方が、非常にぬくいときというんかな、ごみが置いてあるんやけど、かなりにおいがするときがあると。非常に困っていると。増築をするときに、近所の人への配慮も十分した中での設計委託を、においを取り除けるような、そういうような設計委託というのを考えてやっていただきたいんですが、そういうことも聞いておりますか、どうかということをお聞きしておきます。

それから、公共土木の災害復旧工事費が上がっておりますけれども、この災害復旧工事について、どこを指しているのかということをお伺いします。二点。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）高野口給食センターのごみの件につきましては聞かせていただいております。これにつきましては、高野口給食センターから排出するごみは、区の了解

を得まして、給食センターの北側の空き地に置かせていただいております。本来であれば、広域ごみ処理のほうに持ち込みをすればいいんですけども、従来専属の公用車があったんですが、2年ほど前に公用車管理のほう引き上げになりました。それまではごみ収集車が立ち入ってごみの収集もお願いしておった経緯もございまして、そういったところがそうはいかなくなった状況で、前の給食センター長もそういったごみの専用の運ぶ車が欲しいんだというような話もありまして、少しその辺でうまくいっていないところがありまして、地元の了解を得てごみを置かせていただいて、できるだけ持ち込みをするということも念頭に置いておるんですけども、そういった車の問題があるということで、そういったところの話については認識しております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今回の公共土木の災害復旧でございますが、高野口2号線、それと嵯峨谷5号線、大野38号線、細川柱本線2件の5件でございます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）大野、嵯峨谷が入っているということで、それもできるだけ早くということもありましたので、この復旧の中に入っているかどうかということをお尋ねしたんですが、それはそれでいいです。それは結構です。

高野口給食センターがスムーズに、これから増築ということは大きくしていくというんですか、これ以上、今よりも増えるわけですか、大きくするんです。それで、そういう苦情が出ているところで、十分地元の方と話し合いをして、そして今からちゃんと詰めた話をしておくと、さあ設計ができあがってやるぞとなったときに、地元からちょっと待つて

よということになっても具合悪いんで、給食をしているときにはどうしても、たくさん炊くんで窓をあけていますと、やはりにおいも出ますね。そういうことを含めた外壁というんですか、できるだけおいが隣近所に散らばらんように、そういうふうなことも含めた設計内容にしていくということも考えてやっていただくということではなかったら、1箇所へ集めて配送するのはいいことなんですけれども、近所の方というのは何軒も密集していないんで、何軒かだと思えます。特に、道から南側にごみの機械が設置してあると思うんで、道からこっちは、北側のほうはあまり民家もないんですけども、裏側に何軒かあるんです。南側に。再三にわたって苦情が私のほうへも来ておりましたけれども、できるだけ給食センターのほうできれいにして、センターの中では一生懸命やっているんやけども、そういう設計の段階で了解を先に得ておくということを特にお願いしておきたいなと思います。そういうことです。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）41ページの災害復旧費の中で、3401、15の工事請負費、農地農業用施設災害復旧工事1,569万6,000円上げておられます。当局からいただいて補正予算の資料を見ておりますと、財源内訳は県費補助、それから分担金、いわゆる土地所有者の負担、それから市債を発行してやられている、一般財源も79万円ほどされている。場所の説明と災害復旧ということで、農地5件と農業施設3件ということの対応をされているんですが、基準とか財源内訳の割合について、どうもちょっとわかりにくかったんでお尋ねしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）現年の農地農業用の施設の災害復旧工事1,569万6,000円につい

てお答えさせていただきます。

これにつきましては、本年の7月13日から15日に発生しました梅雨前線の集中豪雨によりまして、御幸辻地区、境原地区の田など7件、九重、学文路地区などの水路、農業用施設3件が被害に遭い、復旧するための工事でございます。

地区の割り当てにつきましては、農地としまして、御幸辻地区の中に農地がございます。境原、平野、上田、小原田、霜草、恋野の計7箇所になってございます。それと、農業用施設につきましては、境原、山田、旧高野口の九重となっております。

その中で、財源につきましては、補助金としまして、農地の場合は50%になります。その後、50%につきましては、自己負担となっております。

それと、道路、水路、側溝などにつきましては、地元負担が10万円となっております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）わかりました。一つお聞きしておきたいのは、これは7月13日から15日にかけての梅雨前線による集中豪雨、そういうことで災害復旧費を使ったということなんですが、大雨で田んぼとか崩落というてええんか、崩れたり、その市が関与できないという部分について、市民の方からちょっとお問い合わせがありましたので、いろいろと、金額的に何か30万円、40万円超えたらとか、平米数とか、あるように思うんですけども、これは広がったから適用になったわけですか。今言っている7箇所というのは、ちょっとそこら辺を教えてください。そうでないと、よく問い合わせがあるんですよ。雨によって、大雨が降って崩れたから、市はどうか、関与してくれへんのかという問い合わせがあって、前もお聞きしたんですけど、

これはもう絶対関与できませんというお話があったんですけど、こういった場合の対応について、手だてするについて基準があると思うんですけども、その基準の話だけちょっとしておいていただけますか。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）採択基準についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、農林水産施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律を根拠に行っております。災害が発生しますと、連絡を受けたら現地調査を行い、災害復旧事業の採択要件を確認し、関係者との協議に基づきまして、災害申請を行います。その後、農林水産省の査定官が現地確認を行い、事業決定となります。この内容につきましては、農地は田畑があります。農業施設につきましては、水路、道路、頭首工、ため池等で、関係受益の戸数が2戸以上となっております。

災害復旧事業の主な採択条件でございますが、事業費の最低基準は1箇所の工事費用が40万円以上であること、異常な天然の現象、雨でございますけれども、条件としまして、最大24時間雨量80mm以上、または最大時間雨量20mm以上となっております。その他、主な基本的な取り扱い事項といたしまして、農地の災害、田につきましては耕作機能、貯水機能、水がたまるかどうかの支障がない場合は、これは採択されません。農地、畑の被災につきましては、畑の傾斜が20度を超えるものは採択されません。道路の被害等については、有効幅員が1.2m未満のもの、通行機能に支障がないものは採択されません。水路の被災については、通水の機能に支障がない場合は採択されないなど、諸条件がございます。以上でございます。

それと、先ほどの答弁の中で、旧高野口町

という形の中でご答弁させていただきました。高野口町でございますので、訂正しておわびをさせていただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。4ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）9ページの雑入のところ。橋本周辺広域市町村圏組合負担金過年度精算金ということで、4種類ありますけれども、それぞれの中身の説明をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）今回、雑入で橋本周辺広域市町村圏組合負担金過年度精算金を計上させていただきました。この精算金につきましては、平成21年度の広域組合における各事業の決算確定によりまして、それぞれ構成自治体の平成21年度に支出した負担金も精算されますので、その返還金ということで、すべて計上しております。

内訳でございますけれども、まず広域ごみの関係ですけれども、これは3,747万6,000円でございます。それから、病院群輪番制事業費と伊都地方休日急患診療所事業二つを合算してですけれども、これが70万8,000円の返還でございます。それから、障害区分認定審査会事業費ということで、これが28万4,000円の返還金でございます。それから、総務管理費、これは広域組合の維持管理経費でございますけれども、これが409万5,000円の返還でございます。一般会計では4件なんですけれども、介護特別会計のほうにも1件、介護認定審査

会事業費の返還金がございます。これは介護特別会計で出てまいります。320万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今ので、ごみの関係で3,747万6,000円返ってきているということで、市民は一生懸命プラスチックの分別もしているわけなんですけれども、プラスチックの分別の関係で、この中で返ってきているものというのはないんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）お答えいたします。

今、財政課長が申しあげました3,747万6,607円の内訳でございますけれども、内訳といたしまして、搬入手数料が3,011万6,470円、資源物売却益ということで736万137円、合計3,747万6,607円の返還ということでございます。この中で、資源物の売却益返還額ということでございますけれども、プラスチックという分け方にはなっておりません。広域のほうからいただいているのは、分けられておりますのが、申し上げます。鉄類、スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、ペットボトル、古紙類等と、そういった7項目に分けられております。

そういったことで、今阪本議員がおただしのプラスチックでいくらということは、ちょっとお答えができないということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）先ほど上久保議員のご質問に対して、水路、道路、側溝等につきまして、地元負担は10万円という形の中でご返答させていただいたかと思うんですけど、地元負担につきましては10%でございますので、訂正させていただきたいと思えます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）了承願います。

市民部長。

○市民部長（井浦健之君）阪本議員の答弁の中で、言いましたんですけれども、プラスチック類については、お金を返してくれるのと違って、反対に処理料を広域圏組合が払っているということでございますので、補足させていただきます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）同じページなんですけれども、今、阪本議員に答弁ありましたけれども、ほかの細かいやつについてはよくわかりましたけれども、3,747万6,000円の精算金、これにつきましては、橋本市がリサイクル法によって一般ごみの事業系の分別をして、そして、そういう先端を切って、法律にのっとって広域のごみ焼却場へそれぞれが持っている。事業系の一般ごみが、要するに去年の10月から、それが分別等々をやって、法律にのっとって広域の中でも先端を切ってやっていると。そういう中で、3,700万円という返還があるわけです。それについて、橋本市が、ごみが非常に高いというような、事業系のごみについては個人が事業系の負担をしているわけですから、商売人は。そんな中でいろいろ出ているんだけれども、かつらぎ町、それから九度山町については、事業系の一般ごみについてはまだそういう分け方をしていない。そんな中で、要するにかつらぎ町は安い、全部何もかも持って帰ってもらうよと、そういうようなことで、橋本市がきちっとやっているにもかかわらず、市民の中からそういう声が出てきている。

私の言いたいのは、橋本市は3,700万円、これは市長がおっしゃっているように、福祉のほうへ使っていただくのかどうかわかりませ

んけれども、それはそれとして、要するに広域のほうですが、やはりかつらぎも九度山も、そういう形で一本化というのか、ちゃんとやっていただくということの調整をしておかんと、せつかく法律にのっとってやっている。そんな中で、橋本市の広域のごみの返還金もこうしてはっきりと入ってきているんやから。なぜかといいますと、かつらぎの町会議員が、広域の中で、うちは何で精算金ないんだと。おまえのところ法律どおりやってないさかいやないかと。まだうちは苦情受けとるんやというようなことであつたわけなんです。やはり広域へも申し入れをして、かつらぎも九度山も、橋本と同じようにやってもらうということにせんと、広域のごみ焼却場なんでね。そういうことの申し入れをできるんかどうか。申し入れをしてほしいんやけど、そういうことでよろしいんかな。いっぺん部長。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）事業系の一般廃棄物を、橋本市のようにかつらぎ町も九度山町も高野町も許可業者制をひいてしてほしいといったことを、広域のほうへ言えるのかどうかというおたまだだったと思うんですけれども、井上議員ご承知のとおり、それぞれの市町のごみの処理については、それぞれの市町が、市なり町自体がごみ処理基本計画を、いわゆる廃棄物処理法に沿ったごみ処理基本計画をつくって、その中で家庭系のごみはどういった形で処理します、事業系のごみはどういった形で処理しますといった計画を立てるわけです。

そういったことから、あくまでもそれぞれの、かつらぎ町はかつらぎ町の考え方、高野町は高野町の考え方の中で計画をされるものでありますので、それを、そんなんしたらどうやということを広域のほうに申し上げるといことは、ちょっと無理があるかなと。た

だ、やはり廃棄物処理法の中で事業系の廃棄物については事業者自らが処理をしなければならぬという大きな縛りがあります。そういったことで、事務担当者が開かれております。その中で、そういった処理方法を、法律はこうなっているけれども、やはりこうすべき違うかといった提案というんですか、それを私どものほうからさせていただきなというふうにご検討しておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）それはそれでいいんですけど、精算金が雑入というところに入っているわけなんですけれども、雑入ということであれば、広域ごみの何を使ってもいいということにもなるんだろうと思いますけれども、やはりごみの問題については、市民が努力をした結果、そういうような形でもその市町村よりも、そういうことで何らかの形で還元できるような方法というんですか、目的というんか、使い道というんか、それをはっきり、福祉関係に使いますよということなんですけれども、そういうのは成果としてやっぱりちゃんと目に見えるような会計の仕方ができないものかなと思うんですけれども、それは雑入ということではなければいけません。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）歳入歳出の各区分につきましては、地方自治法施行規則できちっとうたわれていまして、例えば歳入でしたら市税、それから地方譲与税ほか各交付金、地方交付税、国支出金、県支出金、寄附金、財産収入、繰越金、繰入金、あと市債等々、いろいろ決められた歳入科目があります。いずれの収入科目に入らないと、組み入れることができないということになりますと、諸収入で受け入れるということに、地方自治法の施行規則でなっております。さらに、諸収

入の中でも延滞金、加算金、貸付金元利収入、それから受託事業収入、それらはそういう名目に入るんですけども、その名目でも入らない分については雑入という形で入ることになっております。

したがって、橋本周辺広域市町村圏組合過年度精算金につきましても、先ほどから述べたいずれの収入科目にも該当しないということになりますので、諸収入の雑入で受け入れることとなります。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）先ほど同僚の阪本議員が質問したのに対して、答弁が担当部長からあったんですが、ちょっと納得できない部分があるんで、その点伺います。

プラスチック系のごみ、特にプラと書いた、たばこにも書いていますわな、ケース、こういうのは市民の皆さんが苦勞して分別して、そして中には、汚れているのは洗って分別して出してくださいということで、市民の皆さんの中に、僕が説明しているのは、洗ったりするのが大変やと言われることに対して、これは商品なんですと。きちっと分けて、プラスチック系のごみを分別して出すことによって、自治体にお金が戻ってくるんですと、こういう説明をして、大変な手間という方にも、何人かですけれども、分別に協力いただいていると。かつらぎ町では、日本容器包装リサイクル協会のほうからいくらお金が戻るといったらいいのかな、はじいているかといいますと、約250万円の還付金と呼ぶのか、協会から戻ってくるというふうにご検討しております。それで、去年の8月からのスタートなので、まだ半年ですか、少ししか経過していませんので、こういう協会からの自治体に入ってくるお金についてわからないのか、それとも実際に入ってきているだけけれども、今

の部長の答弁のように経費にたくさんのお金
が要っているから、分別したプラスチックの、
要するに結論としては、日本容器包装リサイ
クル協会からいくら橋本市のプラスチックに
ついてのお金が入っているのかということ
を聞きたいんです。それはわかりますか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）後ほどご答弁させ
ていただきたいと思えます。

それと、私は先ほどリサイクルのプラスチ
ックについてはいわゆる売却金がないという
ご説明を申し上げたんですけれども、これは
あくまでも広域のほうで資源物として売却を
した返還金でございますので、その他プラス
チックについては、日本容器包装リサイクル
協会のほうから、先ほど富岡議員が言われた
ように入ってくるやつでございますので、今
広域のほうから精算された金額とこれとはち
よっと別個なものであるというご理解をいた
さきたいと思えます。あくまでも資源物の売却
益返還額というのは、資源物として売却をし
た、例えばスチール缶とか鉄類とか、それを
ある業者に広域のほうから引き取ってもら
ったやつと分配金だということで、その他プ
ラスチックとは異なるということでご理解
いただきたいと、どうも説明がうまくでき
ない、わかりにくいかなと思えますけれど
も。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私がお尋ねしている
のは、1年間の分として日本容器包装リサイ
クル協会から自治体に還付というのか入って
くると。というのは、日本容器包装リサイ
クル協会というところは、ものすごいお金
を持っているのよ。それは容器包装リサイ
クル法ですか、新しい法律に基づいて包
装するプラマークを入れたメーカーとい
いますか、会社は、すべてそのリサイ
クル料を払うわけですか、協会に。払
っていないところもあるんですよ。

プラマークを入れているのが非常に多い
です。たくさんのお金が協会に入ってくる
ということから、分別をして、そしてそれ
を日本容器包装リサイクル協会に、この
時点ではお金が要るんですよ。プラスチ
ックを再生産していくためにはお金が要
るんですけども、その何倍というお金が
協会から自治体に入ってくるんです。そ
のことはご存じですかということと、い
くら入っているかということをお尋ねし
ているわけです。それぞれの自治体によ
って、量も当然違うわけですから。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午後3時26分 休憩）

（午後3時39分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き
会議を開きます。

議案審議を行います。

3番 富岡君の質問に対する答弁を求
めます。

市民部長。

○市民部長（井浦健之君）大変申しわけ
ございません。お答えをいたします。

廃プラスチックにつきましては、予定数
量をまずは市町村が日本容器包装リサイ
クル協会のほうへ何とかぐらいというの
を出すわけでございます。それに基づき
まして、その処理費用の、これは何%と
いうのはその年によって違うらしいん
ですけれども、たいだい5%から3%ぐ
らいを市町村のほうへ支払いしてくだ
さいよということで、市町村がその分
を負担すると。残りの95%なり97%
については、それは排出事業者が負担
をします。それで、この処理については
チャラだということになるわけ
です。

もう一つは、先ほど言われておりました
、きれいにすればするほど市町村のほう
へお金が入ってくるのと違うかという
ご質問だった

と思うんですけども、確かに市町村への再商品化合理化拠出金という支払いがあるようでございます。これは、先ほど申し上げましたように、汚れたものなりだったら額はほとんどないし、きれいにしてあったらその分のお金が市町村のほうへおりてくるということでございます。この拠出金については、今のところ橋本市のほうには入ってきておりません。一応予定とすれば、21年度については22年の9月ごろに支払いをしますということで、財団法人日本容器包装リサイクル協会のほうから通知が来ておりますけれども、今の時点では拠出金は入っておらないということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成22年度橋本市一

般会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第2号 平成22年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（中西峰雄君）日程第25 議案第2号 平成22年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成22年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第3号 平成22年度橋本市
土地区画整理事業特別会計補正
予算(第2号)について

○議長(中西峰雄君)日程第26 議案第3号
平成22年度橋本市土地区画整理事業特別会計
補正予算(第2号)について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第3号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成22年度橋本市土
地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第27 議案第4号 平成22年度橋本市
介護保険特別会計補正予算(第
2号)について

○議長(中西峰雄君)日程第27 議案第4号
平成22年度橋本市介護保険特別会計補正予算
(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)9ページのところで、
8049の介護保険施設等整備に要する経費、
1,753万3,000円、この件に関して当局から
いただいております資料を見せていただい
てるんですが、平成18年のときに長崎でグ
ループホームが火災になったということで、
国がスプリンクラーの設置が必要である
ということ、2施設、これはどこどこか
ということをはっきり言っていただきたい
のと、スプリンクラーの設置義務がない
ものの設置が必要とみなされるのが1
施設とありますね。それらのことで、
国費、県費だけなんです、そこら辺の
説明をしていただきたいのと、橋本市
にはグループホーム的な小規模の施設
もあるように思うんですが、そこら辺
の掌握というのは、市としてはどの
ように掌握されているのか。当然
スプリンクラーですから、火災の
ときに火災報知機のこともあります
けれども、水が出てくるそういう
部分については、きっちりと
掌握していかないと生命にか
かわることですから、そこら
辺市内に、小規模の施設も
含めて、橋本市の対応という
のはどういうふうを考えて
いるのかお聞きします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）既存小規模福祉施設に対してのスプリンクラー設置事業に対しての補助なんですけれども、消防法施行令の改正によりまして、スプリンクラーの設置基準の見直しが行われました。改正前につきましては、延べ床面積1,000㎡以上、建物の構造については平家建て以外であったんですけれども、改正後につきましては拡大されまして、275㎡以上、それと建物の構造についてはすべてになりました。

それで、今回予算に計上させていただいておりますのは、グループホーム「はるすのお家」、これが床面積857㎡になりますので、275㎡以上1,000㎡未満については、平米当たり9,000円の補助がいただけるということで、771万3,000円を計上させていただいております。それともう一つは、グループホーム「幸楽の里」、これにつきましては、床面積718㎡になって、同じ単価9,000円になりますので646万2,000円、ただ、実支出額がそれに届きませんので、補助額は639万8,000円となっております。

それと、これは国の国庫補助金になるわけなんですけれども、国庫補助対象とならない施設につきましては、同じ内容で県の補助金がございます。これについてはちょっと趣旨が違いまして、21年度の経済対策の一環として、国からの交付金を一旦県が基金に積みまして、平成21年度から平成23年度の3年間で県が実施する事業ということで、補助内容は全く同じですけれども、ここは今回整備する施設は、多機能ハウス「こうぜ」、これは床面積380.33㎡ありまして、9,000円掛けまして342万2,000円を支出する予定でございます。

それと、今回は3施設なんですけれども、本年要綱が拡大されたということで、2月に各施設へ設置要望を確認させていただきました。

それで、国庫補助の対象となる施設が一つ、「ネオファミリー」があるんですけれども、ここについてはもう既に設置されております。それと、国庫補助の対象とならない県の補助対象事業なんですけれども、ここは5施設が対象になります。まず今回対象になった多機能ハウス「こうぜ」のほか、紀和病院にあります「森の木かげ」、あと「ネオファミリー」、「パーシモン」、それと「ごもうのいえ」がございます。「森の木かげ」については、設置の予定がないということです。それと、「ネオファミリー」も先ほど言いましたように設置されておりますので、「パーシモン」については要望があったんですけれども、275㎡以下で、今回の対象外になりました。それと「ごもうのいえ」につきましては、これも275㎡以下で対象外になっております。ただ、この今回の対象施設以外に、つい最近ですけれども、グループホーム以下で、さらに基準が緩和されている例もありますので、今後の展開についてはどうなるかわかりませんが、緩和されて対象になるならば、再度設置設置要望を伺ってまいりたい、そう考えております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）詳しくありがとうございました。ただ、275㎡以下の対象、今ご説明あったとおりなんですけど、市としては国費、また県費に頼ってそういうことをされるといっても、橋本市の中にあつた場合、市はどういうふうに対応、関与していくあれはないんですか。要するに、県費が下がってきたらまた対応できるというふうなお話なんやけど。危ないでしょう。275㎡以下の建物であっても。結局、そこもあつて類焼されたり、そういうことも心配されるわけですので、市としてはどの程度まで、これは関与していけるのかなというところなんですけれども。民間の

施設ですから、あまり関与できないのかもわかりませんが、そこら辺ちょっと教えてほしいんです。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）個々の施設の補助要望の要望書を持っていないんですけれども、先ほど説明しました「幸樂の里」でしたら、実支出額、施設自身が予定している総事業費は9,000円の単価を掛けた補助基準額に届かないというようなことで、そういう例もありますので、概ね足りているのかなと思っております。

（「275㎡以下の施設は」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（上田敬二君）それについては、ちょっと緊急経済対策とかいろんな形に、まだ事業自身が新たに新設されたり、突然文書が国から舞い込んでくるというような状態なので、ちょっと経過を見守って、どうしても対象にならないという施設があれば、要綱等の見直しも考えていく必要があるのかなと思っておりますけれども、現在流動的な状況ですので、推移を見守っていきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成22年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第5号 平成22年度橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中西峰雄君）日程第28 議案第5号 平成22年度橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成22年度橋本市指
定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第29 議案第6号 平成22年度橋本市
水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（中西峰雄君）日程第29 議案第6号
平成22年度橋本市水道事業会計補正予算（第
2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成22年度橋本市水
道事業会計補正予算（第2号）について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第30 議案第7号 平成22年度橋本市
病院事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（中西峰雄君）日程第30 議案第7号
平成22年度橋本市病院事業会計補正予算（第
1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成22年度橋本市病
院事業会計補正予算（第1号）について を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。